

新旧対照表
浦安市総合計画（基本構想・基本計画）

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>基本構想 第6章 持続可能な行財政運営の推進 7頁1～10行 省略 また、<u>市民、議会及び市の三者が一体となって総力を結集し、それぞれがまちづくりの担い手として適切な役割分担のもと、まちづくりを推進するとともに、国や千葉県、近隣自治体との連携強化を図ります。</u></p>	<p>基本構想 第6章 持続可能な行財政運営の推進 7頁1～9行 同左 また、<u>市民との適切な役割分担のもと、まちづくりを推進するとともに国や県、近隣自治体との連携強化を図ります。</u> (特別委員会意見による修正)</p>

修正後(案)	修正前(素案)
<p>基本計画 第1章 基本計画の基本的考え方 13頁</p> <p>4 財政の見通し</p> <p>本市は、これまで公有水面埋立事業や交通網の発達、住宅開発の進展などにより、<u>人口が急増し大きな発展を遂げてきました。</u>こうした中、市の歳入面においては、人口増に伴う個人市民税や大規模住宅開発などによる固定資産税、さらには<u>産業の振興などによる法人市民税などが増加し、子育て支援をはじめ、障がいのある方や高齢者への福祉、教育など、様々な分野において市民サービスを着実に実行してきました。</u></p> <p>しかしながら、将来人口の見通しでは、人口の伸びが鈍化傾向に転じることや、少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>市税については、固定資産税や法人市民税などは、今後も安定して推移していくものと考えられますが、個人市民税の納税主体である生産年齢人口が令和6年(2024年)をピークとし、<u>緩やかな減少基調に転じ、これまで堅調に推移してきた市税収入全体は、減収傾向に転じるものと想定されます。</u></p> <p>一方、<u>経常的な経費については、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加を背景に、介護給付費をはじめとする社会保障関連経費などが継続的に増加し、計画期間10年間で約40%の増加が見込まれます。</u></p> <p>さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修、道路などの都市基盤施設の維持補修、ごみ処理施設の延命化対策などが相次ぎ、多額の経費が必要とされます。</p> <p><u>今後、歳出が増加傾向となることから、歳入歳出の収支均衡を図るため、これまで以上に財政調整基金の活用や財源などが必要となります。</u></p> <p><u>そのため、一定規模の財政調整基金の確保に努めるとともに、今後の社会経済情勢を見据え、国・県支出金に加え、民間活力の活用や新たな財源などによる積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、これまで以上に事業の見直しなど歳出における経費の抑制を行い、将来にわたって持続可能な財政運営の堅持に努めます。</u></p>	<p>基本計画 第1章 基本計画の基本的考え方 11頁</p> <p>(4) 財政の見通し</p> <p>本市は、これまで公有水面埋立事業や交通網の発達、住宅開発の進展などにより、<u>堅調な発展を遂げてきました。</u>こうした中、市の歳入面においては、人口増に伴う個人市民税や<u>土地造成</u>などによる固定資産税、<u>更には産業の振興などによる法人市民税などが増加し、子育て支援をはじめ、障がいのある方や高齢者への福祉、教育など、様々な分野において市民サービスを着実に実行してきました。</u></p> <p>しかしながら、将来人口の見通しでは、人口の伸びが鈍化傾向に転じることや、少子高齢化に伴う人口構造の変化などに伴い、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>市税については、固定資産税や法人市民税などは、今後も安定して推移していくものと考えられますが、個人市民税の納税主体である生産年齢人口が令和7年度(2025年度)をピークに<u>減少基調に転じ、これまで堅調に推移してきた市税収入全体は、減収傾向に転じるものと想定されます。</u></p> <p>一方、<u>経常的な経費については、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加により、介護給付費をはじめとする社会保障関係経費などが継続的に増加し、計画期間10年間で約40%の増加が見込まれます。</u></p> <p>さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修、道路などの都市基盤施設の維持補修、ごみ処理施設の延命化対策などが相次ぎ、多額の経費が必要とされます。</p> <p><u>このようなことから、計画期間10年間の財政見通しでは、財源不足が生じ、その額が年々増加していくことが見込まれます。そのため、今後、様々な施策の実行にあたっては、財源不足額を補うため財政調整基金などを活用していくことが必要となりますが、基金額は年々減少していくことが予想されます。</u></p> <p><u>この基本計画においては、これまでの財政状況や今後の社会経済情勢を見据え、国・県支出金に加え、新たな財源などによる積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、これまで以上に事業の見直しなど歳出における経費の抑制を行い、財政の健全化に努めることを基本に、計画期間内での施策の実行に向け、適正な財政運営に努めていきます。</u></p> <p>(議会要望書による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>基本計画 第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～ 17頁1～6行 省略 そのため、今後、基本計画の計画期間（令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））の10年間に<u>取り組むべき施策と、その先に向けて進めていかなければならない施策を「うらやすポリシーミックス※」として位置付け、豊かな成熟社会の創造に向けて取り組みます。</u></p>	<p>基本計画 第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～ 15頁1～6行 同左 このため、今後、基本計画の計画期間（令和2年（2020年）～令和11年（2029年））の10年間に<u>必ず実施しなければならない施策と、その先に向けて進めていかなければならない施策を「うらやすポリシーミックス」として位置づけ、豊かな成熟社会の創造に向けて取り組むこととします。</u> (議会要望書による修正)</p>
<p>18頁1～18行 省略 クリーンセンターの長寿命化 <u>ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。</u></p>	<p>16頁1～18行 同左 クリーンセンターの長寿命化 <u>クリーンセンターのごみ焼却施設については、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事を行います。</u> (議会要望書による修正)</p>
<p>19頁1～21行 省略 子育て支援の充実 待機児童を解消するため、認可保育所※や小規模保育所※の整備など、保育定員の拡充を図ります。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に<u>向け</u>取り組みます。</p>	<p>17頁1～22行 同左 子育て支援の充実 待機児童を解消するため、認可保育所や小規模保育所※の整備など、保育定員の拡充を図ります。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に<u>取り組</u>みます。 (議会要望書による修正)</p>
<p>20頁1～12行 省略 多様な住まいの場の充実 今後の高齢社会を見据え、特別養護老人ホームや<u>グループホーム</u>など住まいの場の確保に努めます。</p>	<p>18頁1～12行 同左 多様な住まいの場の充実 今後の高齢社会を見据え、特別養護老人ホームなど住まいの場の確保に努めます。 (議会要望書による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>21頁1～30行 省略</p> <p>②良質な住宅ストックの保全・活用</p> <p><u>これまで、大規模住宅開発により、多くの集合住宅や戸建住宅が供給されてきましたが、今後は、これらの住宅を良質な住宅ストック*として維持保全していくとともに、様々な世代や世帯のライフスタイルに応じた住まい方ができるよう検討していく必要があります。</u></p> <p>住宅ストックの活用による住み替えなどの促進</p> <p><u>様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。</u></p>	<p>19頁1～29行 同 左</p> <p>(議会要望書による修正)</p>

修正後(案)	修正前(素案)
<p>基本計画 第5章 分野別計画</p> <p>【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ</p> <p>1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する</p> <p>1 学校教育</p> <p>32頁1～30行 省略</p> <p>経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。<u>また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。</u></p> <p>いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラーや<u>いちょう学級</u>などによる関係機関とも連携した相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。</p> <p>【基本目標2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ</p> <p>2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する</p> <p>1 健康</p> <p>41頁1～6行 省略</p> <p>特に、喫煙については自らの健康被害や受動喫煙に関する意識の周知・啓発を図ります。</p> <p>2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する</p> <p>1 高齢者福祉</p> <p>44頁1～24行 省略</p> <p>誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実努めるとともに、特別養護老人ホームや<u>グループホーム</u>など多様な住まいの場の<u>確保に努めます。</u></p>	<p>基本計画 第5章 分野別計画</p> <p>【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ</p> <p>1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する</p> <p>1 学校教育</p> <p>31頁1～31行 同 左</p> <p>経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、<u>給食費の無償化などに取り組むとともに、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。</u></p> <p>いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラーや<u>適応指導教室</u>などによる相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。</p> <p>(議会要望書による修正)</p> <p>【基本目標2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ</p> <p>2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する</p> <p>1 健康</p> <p>40頁1～6行 同 左</p> <p>(特別委員会意見による修正)</p> <p>2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する</p> <p>1 高齢者福祉</p> <p>43頁1～24行 同 左</p> <p>誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実努めるとともに、特別養護老人ホームを<u>整備するなど、多様な住まいの場を整備します。</u></p> <p>(議会要望書による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>2 障がい者福祉 46頁1～10行 省略 障がいのある方の<u>高齢化や疾病などによる重度化・親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。</u></p> <p>3 地域福祉 47頁1～6行 省略 本市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれており、<u>「老々介護」や「老障介護※」など福祉のニーズが増加し、複雑・多様化していくことが予想されています。また、引きこもりの高年齢化や孤立している人の増加など、地域における課題も多様化しています。</u></p>	<p>2 障がい者福祉 45頁1～10行 同 左 障がいのある方の<u>重度化や親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができるよう、多様な住まいの場の確保に努めます。</u> (特別委員会意見による修正)</p> <p>3 地域福祉 46頁1～6行 同 左 市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれていることから、<u>各種福祉サービスのニーズが増加することが予想されています。また、一つの世帯で要介護の親と障がいのある子どもがいるなどの複合的な課題に加え、引きこもりの高年齢化など、地域における課題が複雑にからみあい多様化しています。</u> (議会要望書による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する</p> <p>1 平和・人権・男女共同参画</p> <p>49頁1～24行 省略</p> <p><u>また、性的少数者に対する社会的な偏見および差別をなくし、性的少数者が個人として尊重される社会を実現することが望まれます。そのためには、性の多様性への理解促進に向けて市民、事業者などに対する周知・啓発に取り組む必要があります。</u></p> <p>50頁1～15行 省略</p> <p>(3) 男女共同参画・多様性社会の推進</p> <p><u>男女共同参画はもとより、すべての人が男女の枠組みにとらわれない人権を尊重する意識の醸成を図り、男女共同参画・多様性社会の実現に向け市民、事業者、職員に対する啓発活動を推進するとともに、情報提供や相談支援の充実を図ります</u></p> <p>一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組めます。</p> <p>2 コミュニティ</p> <p>52頁1～23行 省略</p> <p><u>コミュニティ意識の醸成を図るため、市民相互の交流事業などを支援します。</u></p> <p>【基本目標3】安全・安心で快適なまちへ</p> <p>3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する</p> <p>1 防災・消防</p> <p>54頁1～35行 省略</p> <p><u>既成市街地における液状化対策については、官民連携による具体的工法の研究開発を促進するとともに、十分な情報提供や説明がなされるよう、国や千葉県に要請します。</u></p>	<p>2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する</p> <p>1 平和・人権・男女共同</p> <p>49頁1～24行 同 左</p> <p>(特別委員会意見による修正)</p> <p>50頁1～15行 同 左</p> <p>(3) 男女共同参画社会の推進</p> <p><u>男女がお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合える社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。</u></p> <p><u>男女が共に責任と役割を担いながら、一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組めます。</u></p> <p>(特別委員会意見による修正)</p> <p>2 コミュニティ</p> <p>52頁1～23行 同 左</p> <p>(パブリックコメントによる修正)</p> <p>【基本目標3】安全・安心で快適なまちへ</p> <p>3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する</p> <p>1 防災・消防</p> <p>54頁1～31行 同 左</p> <p>(議会要望書による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>62頁1～35行 省略</p> <p><u>ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年(1995年)の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。</u></p> <p>3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する</p> <p>1 市街地・住宅</p> <p>66頁1～25行 省略</p> <p><u>様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。</u></p> <p>【基本目標4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ</p> <p>4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する</p> <p>1 観光・リゾート</p> <p>72頁1～5行 省略</p> <p><u>ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などMICEの誘致を推進します。また、東京湾岸地域で開催されるMICEなどのアフターコンベンションとしての魅力を発信していきます。</u></p>	<p>3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>62頁1～35行 同 左</p> <p>ごみ焼却施設については、平成7年(1995年)の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。</p> <p>(議会要望書による修正)</p> <p>3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する</p> <p>1 市街地・住宅</p> <p>67頁1～22行 同 左</p> <p><u>多様な世代・世帯のライフスタイルやニーズに応じた住まい方に対応するため、多様な住宅の供給や住み替えなどを促進します。</u></p> <p>(議会要望書による修正)</p> <p>【基本目標4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ</p> <p>4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する</p> <p>1 観光・リゾート</p> <p>73頁1～5行 同 左</p> <p>ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局(JNTO)などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などMICEの誘致を推進します。</p> <p>(特別委員会意見による修正)</p>

(下線の部分が修正部分)

修正後(案)	修正前(素案)
<p>基本計画 第6章 計画実現のために</p> <p><u>1 行政運営</u></p> <p>77頁1～22行 省略</p> <p><u>コンプライアンスの徹底を図り、適正な事務の執行を確保していくとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、市民に信頼され公正で透明性の高い行政運営に取り組みます。</u></p>	<p>基本計画 第6章 計画実現のために</p> <p><u>(1) 行政運営</u></p> <p>78頁1～22行 同 左</p> <p><u>より市民に開かれた行政運営を行うため、公正で透明性の高い行政運営に取り組みます。</u></p> <p>(特別委員会意見による修正)</p>